

総合福祉会館使用料福祉目的減免ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、総合福祉会館使用許可事務取扱要綱（平成5年4月26日制定）第3条第2号に規定する福祉目的による総合福祉会館使用料の減免を行うにあたり必要な事項を定めるものです。

○総合福祉会館使用許可事務取扱要綱

第3条 条例第7条第3項に規定する使用料の減免の対象及び割合は、次に掲げるとおりとする。

(2) 次に掲げる者が参加する会議、講習会、講演会、研修会、訓練会、相談会、集い、展示会、バザー等を行う場合 全額

ア 高齢者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びにその家族

イ 母子・父子家庭の者

ウ その他福祉関係の援助を必要とする者

(3) 本市の区域内で福祉活動を行う任意の団体が活動を行う場合 全額

2 考え方

(1) 福祉目的減免の対象となる場合

ア 要綱第3条第2号に掲げる者（以下「高齢者等」という。）が参加する会議又は研修会等は、参加者のうち高齢者等の占める割合が過半数以上である場合に限り、福祉目的減免の対象となります。

（例：障害者の地域参加を進めるための検討会議等）

（例：高齢者のための書道練習、パソコン研修等）

なお、要綱第3条第2号ウに規定する「その他福祉関係の援助を必要とする者」とは、児童及び生徒並びにその家族とします。

イ 要綱第3条第3号について、本市の区域内で福祉活動（要綱第3条第2号アかイかを対象に活動するものに限る。）を行うもの同士によるグループ、ボランティア、サークル及び団体（法人を除く。）の会議及び研修会等は、その目的の範囲内で使用する場合に限り、福祉目的減免の対象となります。

ウ 要綱第3条第2号アかイかを対象とした団体もしくはサービスを提供する事業所の連絡会等が開催する会議及び研修会等は、福祉目的減免の対象となります。

（サービスを提供する個別の事業所が事業所の業務として使用する場合は、福祉目的減免の対象となりません。）

(2) 福祉目的減免の対象とならない場合

ア (1)の規定にかかわらず、高齢者等にサービスを提供する法人の理事会等の会議又はその役員への研修会等は、当該法人の主たる事務所又は事業所等で行うべきものであり、また、高齢者等にサービスを提供する者のための研修会等であるため、福祉目的減免の対象とはなりません。

（例：NPO法人〇〇会役員研修等）

イ 介護サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者等が開催するサービス担当者会議等

は、利用者宅又は事業所内の相談室での開催が通常であり、また、これらの開催に要する費用が介護報酬等の中で評価されていることから福祉目的減免の対象とはなりません。

ただし、事業者が実施するものであっても、高齢者等の家族を対象とした無償のケア訓練会等、サービス提供に直接関係しないものは、(1)の規定に基づき福祉目的減免の対象となる場合があります。

- (3) (1) 及び (2) の規定により減免対象と考えられる場合であっても、参加者から費用を徴収するときは、徴収総額が開催費用の総額を下回るときに限り、福祉目的減免の対象とします。

3 その他

減免申請があった場合は、利用目的又は徴収費用等を確認するため、申請者から会議等の実施計画及び予算書等の写しの提出を求める場合があります。

附 則

このガイドラインは、令和4年10月1日から施行します。

附 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行します。

附 則

このガイドラインは、令和7年8月1日から施行します。

総合福祉会館 使用料減免（福祉目的）



高齢者

- ・65歳以上の高齢者〇人による生きがいつくりのための活動、または機能訓練のための運動等の活動。
- ・高齢者団体やサークル、老人福祉施設、介護保険事業所等の連絡会、会議、研修会、総会。



障害者

- ・車いす〇人と健常者〇人の交流を目的とした情報交換会等の活動。
- ・身体障害者〇人が機能訓練のために行う活動。
- ・障害者関係団体やサークル、障害福祉サービス事業所等の連絡会、会議、研修会、総会。



児童

- ・保育士会、学童保育指導員会、または学童保育連絡協議会の会議、研修会。
- ・子育て支援のボランティア、またはサークル等の会議、研修会等。



その他の福祉関係

- ・「社会福祉法人〇〇主催」福祉関連イベント



減免対象として、高齢者等が参加する活動は、概ね参加者の過半数が高齢者等であることが必要です。（福祉目的に限る）